

## 介護保険福祉用具購入費に関する Q&A

| No. | 表題               | 質問                                                                   | 回答                                                                                                                                                      |
|-----|------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 対象品目について         | 給付対象となる商品の基準はありますか。                                                  | 原則、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品を給付対象としています。                                                                                                               |
| 2   | 破損（汚損を含む）による再購入  | すでに購入した福祉用具が破損した場合、安全面・衛生面から再購入する場合は給付対象になりますか。                      | 4 ページ以降の「同一品目の再購入について」をご参照ください。                                                                                                                         |
| 3   | 転居による再購入         | 転居により今まで使っていた福祉用具では対応できなくなったため再購入する場合は給付対象になりますか。                    | 転居等の居住環境の変化に伴い、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合においては、給付対象となる場合があります。必ず購入前に保険者に相談してください。                                                                    |
| 4   | 補高便座とポータブルトイレの併用 | 昼間は家族の介助があるため補高便座を使用し、夜間は安全面等からポータブルトイレを使用する場合、それぞれ給付対象になりますか。       | それぞれ使用目的が異なるため、どちらも給付対象となります。                                                                                                                           |
| 5   | 浴槽内いすの併用         | 浴槽内いす（浴槽台）を浴槽の内用と外用で 1 台ずつ購入し、跨ぎ動作をしやすくするための踏み台として利用する場合、給付対象になりますか。 | 浴槽内いすを踏み台として使用することは本来の使用方法ではないため、浴槽内いすの外用での購入は給付対象となりません。なお、製品の取扱説明書において踏み台としての利用が認められていても、それは製品の機能の話であり、浴槽内いすを本来の使用目的と異なる、浴室の段差解消に使用することは介護保険の給付対象外です。 |
| 6   | 入浴用いすの代替         | 通常のシャワーチェアでは高さが合わないため、浴槽内いすをシャワーチェアの代わりとして購入する場合、給付対象になりますか。         | No.5 同様、浴槽内いすの本来の使用目的ではないため、給付対象となりません。                                                                                                                 |
| 7   | 夫婦での同一品目購入       | 同居している夫婦がそれぞれ同一品目の福祉用具を購入することは可能ですか。                                 | 衛生上貸与に適さないものを福祉用具購入の品目と定めているため、それぞれの被保険者で購入することは可能です。しかし、必要な理由等は確認してください。                                                                               |

|    |               |                                                                                                                            |                                                                                                                              |
|----|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | スロープの複数購入     | スロープの複数購入は給付対象になりますか。                                                                                                      | ロフトストランドクラッチやスロープのような、種目の性質等から複数個の使用が想定される場合は給付対象となります。 <u>複数購入される場合は、申請時に設置個所が分かる写真等を添付してください。</u>                          |
| 9  | 購入と貸与の切り替え    | 選択制の対象である福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障等により新たに必要となった場合、特定福祉用具購入だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能ですか。また、購入後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能ですか。 | いずれも可能です。なお、福祉用具の購入または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状態等を踏まえ、十分に検討し判断してください。                                                      |
| 10 | 中古品の購入        | 選択制の対象である福祉用具に関しての中古品の購入は給付対象になりますか。                                                                                       | 選択制の導入以前から特定福祉用具購入の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していないため、選択制の対象である福祉用具についても給付対象となりません。   |
| 11 | 付属機能の破損       | シャワーチェアの折り畳むための部品が破損して折りたためない状態。折り畳み以外の機能は問題なく使用できるが、再購入をする場合は給付対象になりますか。                                                  | シャワーチェアの目的は、姿勢保持や立ち座り動作の負担軽減であり、折り畳み機能はあくまで付属の機能となります。そのため、折り畳み機能の破損のみが理由の再購入は給付対象となりません。                                    |
| 12 | 機能付きの用具       | ウォシュレット機能やウォームアップ機能付きの補高便座は給付対象になりますか。                                                                                     | 金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えありません。                                                                                          |
| 13 | 本人居宅以外での使用    | 別居の娘宅で使用する福祉用具は給付対象になりますか。                                                                                                 | 福祉用具は居宅において使用するもののため、原則、本人居宅（生活の本拠地）以外で使用する場合は給付対象となりません。                                                                    |
| 14 | ケアマネジャーなしでの購入 | 他の介護保険サービスを利用しておらず、ケアマネジャーがいない被保険者についても、給付対象になりますか。                                                                        | ケアマネジャーがついておらず、ケアプランを作成していなくても、適切な方法で購入した福祉用具であれば給付対象となります。申請の際、福祉用具専門相談員は、心身の状況や環境を踏まえて福祉用具が必要な理由を記載できているか確認し、適切な助言をお願いします。 |

|    |              |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|--------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 販売事業者以外からの購入 | インターネットやホームセンターで個人的に購入した用具は給付対象になりますか。 | 都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業者以外で購入した場合は、給付対象となりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 16 | 予備の購入        | スロープが破損したときのために予備で購入した場合、給付対象になりますか。   | 予備で購入するのは必要性がないため、給付対象となりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 17 | 認定結果が出る前の申請  | 要介護認定の新規申請中で、まだ結果が出ていない場合でも購入は可能ですか。   | 購入は可能ですが、申請は認定結果が出た後にしてください。また、万が一認定結果が非該当だった場合は全額利用者負担となりますので、福祉用具専門相談員は利用者や家族へ十分な説明を行ってください。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 18 | 端数処理         | 購入費の利用者負担額に端数が出る場合、どのように処理すればいいですか。    | <p>1 円未満の端数は、切り上げで利用者負担となります。複数購入される場合は、1 つずつ端数処理をしてください。</p> <p>例) 1 割負担の方が購入費 1,001 円と 2,002 円の用具を購入する場合</p> <p>自己負担額 = 1,001 円 <math>\times</math> 1/10 + 2,002 円 <math>\times</math> 1/10</p> <p style="padding-left: 40px;">= 100.1 円 + 200.2 円</p> <p style="padding-left: 40px;"><math>\approx</math> 101 円 + 201 円 (端数切り上げ)</p> <p style="padding-left: 40px;">= 302 円</p> |

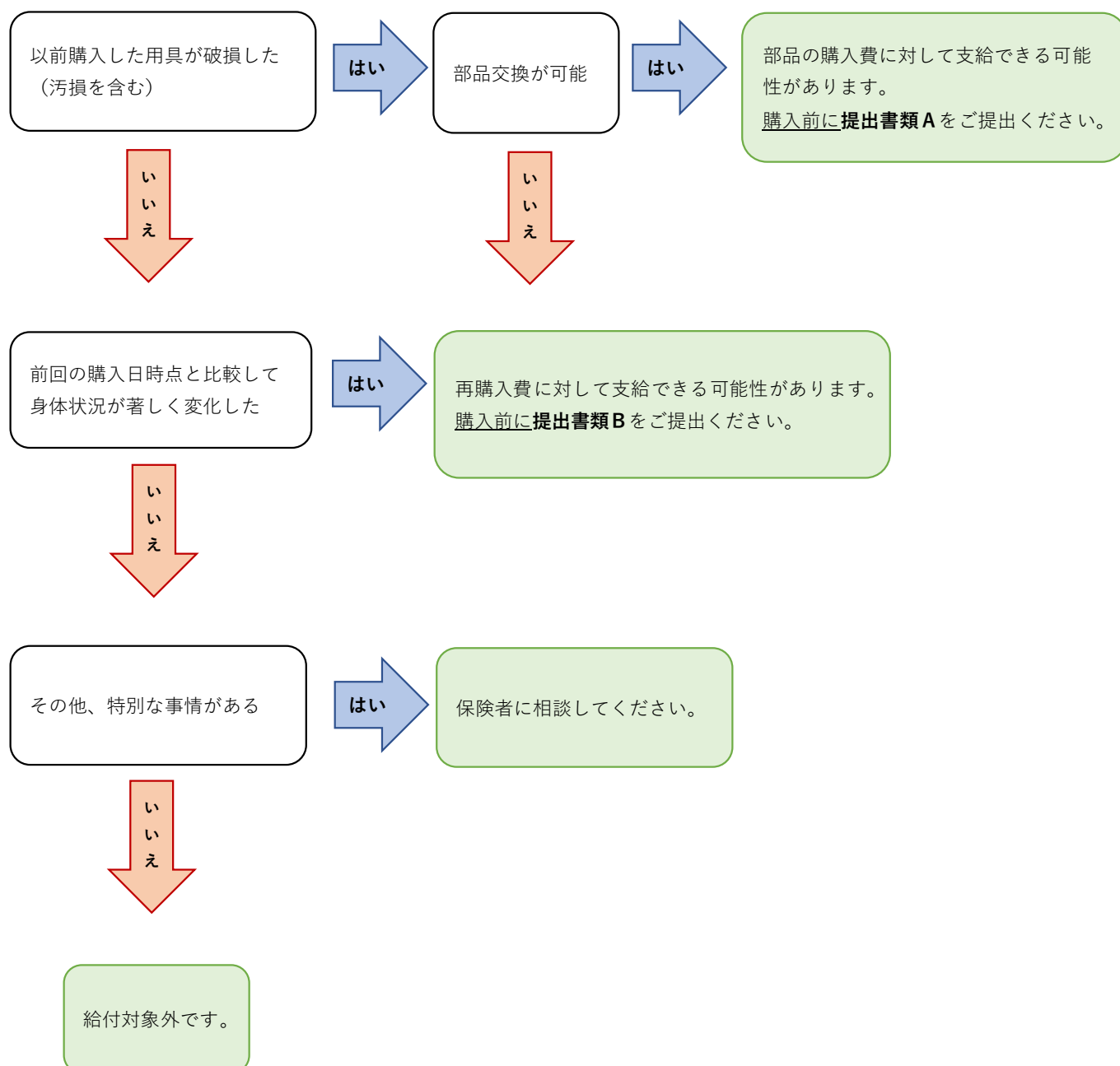
## 同一品目の再購入について

同一品目の再購入については、原則給付は認められません。

ただし、保険者が必要と認めた場合は給付可能となります。

給付の可否を判断するため、必ず購入前に下記フローチャートをご参照のうえ、提出書類をご提出ください。

保険者が給付の可否を判断する前に購入した場合、全額利用者負担となる可能性があります。



## ● 提出書類 A

1. 部品購入にかかる理由書（※）
2. 用具の状態が分かる写真
3. 部品のカタログ（カタログがない場合は見積書）

## ● 提出書類 B

1. 再購入にかかる理由書（※）
2. 用具の状態が分かる写真（用具が破損・汚損していない場合は不要）

（※）様式は問いません。

利用者の身体状況や用具の使用状況等から、再購入・部品購入が必要な理由を分析し、具体的に記載してください。